

第 107 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 3 年 6 月 28 日（火）13 時 00 分～14 時 30 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、小野裕美、上月陽子、柴田眞里、高野一彦、玉置久、灘本明代、西海恵都子、眞鍋智子
 - (2) 実施機関の職員
こども家庭局家庭支援課調整担当課長
こども家庭局母子保健担当部長
環境局事業管理課職員担当課長
公立大学法人神戸市看護大学特任講師
こども家庭局こども青少年課長
企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長 ほか
 - (3) 事務局の職員
市長室担当部長、企画調整局デジタル戦略部担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業の実施に伴う住民基本台帳情報等の利用について
 - ②妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
 - ③環境局ごみ収集車両運行管理システムの導入について
 - ④慢性疾患重症化予防事業オンラインナーシングに係る個人情報の収集について
 - ⑤「神戸市成人お祝いの会」にかかる補助金交付申請における電子申請システムの導入について
 - ⑥本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの追加について
 - (2) その他
 - ①新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）
 - ②処理システムへの情報項目の追加について（報告）
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業の実施に伴う住民基本台帳情報等の利用について
こども家庭局家庭支援課から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業の実施に伴う住民基本台帳情報等の利

用について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 17、18ページのシステム図について、本文に書いてあるかもしれないのですが、17、18のシステム図は、何をするのかという仕事の流れは書いてあるのですが、一番重要なのは、どのデータが流れるかだと思うのですが、そのデータフローが書いてない。それは本文に書いてあるのですか。例えば、一番分かりやすいのが、④のところで、データ共有と書いてあるのですが、何のデータを共有するのか。仕事の流れであってこれは、個人情報かどうかというところが良く分からないので、どのデータが流れるのかということを書かれた方がいかなと思いました。もう一つ、⑩の利用状況報告というのが、17ページでいうと⑩になるんですかね、18ページだと⑩になるんですけど、データは何が戻ってきて、その後どうするというのが分からないかなと思いました。
- 家庭支援課 今回の支給につきましては、まず、児童手当を受けていらっしゃる方と、そうではない方の2パターンがございます。児童手当を受けていらっしゃる方については、児童手当業務の個人情報を使う。それにプラス、対象者の課税情報が非課税になっているかということと、生活保護を受けていらっしゃるか、児童手当の他に特別扶養手当というのを受給されているか、この全ての情報を利用して、対象者を抽出するということになってございます。
- 委員 それはなんとなく理解できたのですが、それでは、業者は宛名ラベルの作成だけなのに、これらのデータ全てが流れるのでしょうか。違うと思うんですけど、全部のデータを処理するのは、こども家庭局の方で、だれに支給するのか、支給しないのかということで、流れるのは分かるんです。例えば左側の神戸市の中での、行財政局とか福祉局から流れてくるデータがこっちに書いてあるデータというのは理解できるんですけど、神戸市から受託業者に流れるデータが何なのかということを書いた方がいかなと思いました。
- 家庭支援課 分かりました。
- 委員 たぶん、名前と住所くらいかなと思うんですけど。
- 家庭支援課 そうです。対象者の方のお名前とご住所ということだけになります。

- 委員 所ら辺を普通に書くなり、本文に書いてあったらすみませんけど、そこが一番ポイントになるかなと。
- 家庭支援課 分かりました。図の方に書き足していきたいと思っております。
- 委員 重複を除外するための「ひとり親特別給付金受給者リスト」というものが出てくるんですけど、これはどのような形で、どうやって提出されるのでしょうか。
- 家庭支援課 実は、5月に諮問の方をかけまして、同じように対象者というのが、この事務受託業者の方に行っておりまして、今もまだ支給途中というところがございます。その方につきましては、児童のお名前と養育者の方のお名前、ご住所というのが、事務受託業者の方にあります。同じ事務受託業者を使っておりますので、両方のデータをお渡しして、重複を確認していただいているといった流れになっております。
- 委員 業者が一緒だということは、今分かったので、データの流れがどこにもないというのは分かったんですけど、利用について5月に審議されているときには、そのデータの利用が入っていると思うんですけど、今回除外するためにそのデータは利用することにはならないんですか。今回、すでに持っている、ひとり親特別給付金受給者リストの利用について特に何か同意書のようなものはないんですけど、それは別に構わないのでしょうか。
- 事務局 その点につきましてですが、今回、厚生労働省の方から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金ということで、今回諮問があがっておりますけれども、この子育て世帯生活支援特別給付金の中に、ひとり親の低所得層の方とひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分ということで、事業は一本なんですけれども、中で二つに区分されるという意味合いから、目的内利用といいますか、それを利用いたしまして対象者を抽出する、そういったことで考えております。
- 委員 そうすると今回、もう一度諮問にかけなくても問題ないということでしょうか。
- 事務局 はい。今回につきましては、目的内ということで。
- 委員 他にいかがでしょうか。他になければ、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業の実施に伴う住民基本台帳情報等の利用についてですが、住民税均

等割が非課税の世帯等に対して、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給するため、住民基本台帳情報、課税情報、児童手当受給者情報、特別児童扶養手当受給者情報及び生活保護受給者情報等を利用して、対象者を抽出し、案内文送付、給付金の支給等を行うことは、正確かつ迅速な事業の実施に寄与し、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいということによろしいでしょうか。

○委員 員 あ、ただちょっと図を変えていただきたい。

○委員 員 先ほど委員が言っておられたところの図。

○家庭支援課 はい。差し替えさせていただきます。

②妊産婦タクシー利用助成事業の実施について

こども家庭局家庭支援課から、妊産婦タクシー利用助成事業の実施について、条例第7条（収集の制限）、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 員 個人情報とあまり関係ないかもしれないんですが、このチケットって、例えば妊産婦さんが受け取って、それを金券屋に売ろうとか、他の人に渡そうとか、それは構わないというスタンスなのか、番号など書いてあるのでしょうか。

○家庭支援課 そこは想定しているところございまして、一応、どなたにどの番号を、全部番号を振っておりますので、それが分かるようにすると、各チケットに譲渡とか転売はだめというところは、一応させてはいただいています。

○委員 員 もう一点なんですが、送付するのは外注さんに頼まず市役所から。

○家庭支援課 はい。市役所からさせていただきます。

○委員 員 分かりました。

○委員 員 基本的なことで大変恐縮なんですが、妊娠届出書というのは本人から提出されるものなんでしょうか。

○家庭支援課 はい。本人が母子保健法に基づきまして、妊娠届という様式がございませ

て、それを区役所の方に届出をしていただいて、その時に母子健康手帳を交付することになっています。

- 委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。妊産婦タクシー利用助成事業の実施についてですが、妊産婦に 5000 円分のタクシー券を配布するため、令和 3 年 1 月から 6 月までの妊娠届情報と死産届記載情報を利用して、対象者の抽出、案内文の送付等を行うことは、効率的かつ迅速なタクシー券の送付が可能となり、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

③環境局ごみ収集車両運行管理システムの導入について

環境局事業管理課から、環境局ごみ収集車両運行管理システムの導入について、条例第 7 条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 バイタルデータをご本人から取得をすることになると思うのですが、バイタルデータの取得については、本人の同意を得るということによろしかったでしょうか。
- 事業管理課 はい。本人の同意を得たうえで協力していただきます。
- 委員 このバイタルデータは、危険な運転とか、迷惑になるような運転を予防するための施策にも使っていくということですが、評価といいますか、勤務評価などにも使うことになるのでしょうか。
- 事業管理課 基本的には安全管理のために使おうと思っておりますので、バイタルデータそのものをもって、個人の評定に結び付けることは、現時点で考えておりません。
- 委員 ということは、バイタルデータは事業者には提供しないで、市役所の中で保管して、使っていくというふうに考えて良かったでしょうか。
- 事業管理課 分析等をさせるにあたって、システム会社の方で事故の発生と、例えば、血圧が高かったかとか、体温とか、バイタルデータで直接というよりも、集中力が下がっているとか、疲労度が上がっているというのが、運転の事故のリスクが高い要因になるということですので、何か特定のバイタル一つをとって、どうのというよりもデータを積み重ねていながら、因果関係を検証

していくことになると思います。

- 委員 員 繰り返しますが、事業者には個人情報提供しないということでしょうか。
- 事業管理課 直営の職員が運転しておりますので、委託先はシステムの開発会社であって、作業しているのは市の職員になります。
- 委員 員 今回、モデル実施ということなんですけれども、バイタルデータを取った段階で、既に今日の運行ができないといった、そういう道筋があるのか、それとも、因果関係を見つけていくためのモデル実施で、そういうことに繋げていくのか、どちらになりますでしょうか。
- 事業管理課 例えば、今でも、そういう機会はないんですけど、本人と面談しまして、安全に運転できるかというのは検討させていただいているんですけども、数値が出ることで、いつもと違う数値が出ている場合は、そこは運行管理者と本人の間で、こういう状況で運転は大丈夫なのかという確認はさせていただくことになろうかと思います。
- 委員 員 そのデータ自体は、今やっていることから拡充しているということですよ、今回。
- 事業管理課 今は面談といいますか、在庫確認であったり、アルコール検査なんですけど、もう少し心拍等のデータを取らせていただきますので、そのあたりで、何かいつもと違うような状況があれば、やはり注意喚起はさせていただいて、最終的に運転に耐えないということであれば、そこはハンドルを握らせるわけにはいかないと考えております。
- 委員 員 内容について、どうのこうのという訳ではないんですけど、個人情報の収集の制限ということで、第7条で諮問が入っているんですけど、これは要するに既にある環境で、このデータを上乗せするということなのか、こういうデータを既に扱っているけれども、こういう用途に利用する、すなわち電子計算機処理のことにに関してですけれども。既存の趣旨のものに上乗せするんですかね。
- 事業管理課 まず一つは、ドライブレコーダーそのものは既に運用させていただいております。ただ、クラウドを通じてリアルタイムで確認できるようなシステムを構築するのは、今回の取り組みで追加させていただくということです。
- 委員 員 分かりました。ドライブレコーダーを要するにファイアウォールの付いて

いるインターネットを通じて、既に運用しているクラウドサービスに乗せるよという話の一つ。それから、この図を見せていただくと、この円盤のところは、データの流れの矢印は逆になると思うんですけど、クラウドサービスから閲覧 PC の方に入ってくるんじゃないですかね。データを上げるんですか。こことこの仕組みがよく分かっていないんですけども。

- 事業管理課 この矢印は見に行くという意味で、矢印を書いていると。
- 委員 これは行為ではなくて、データの流れを書くべきものだと。分かりました。だから閲覧ですよ。ここで事務処理用 PC と書かれているのは、本文でいうところの閲覧・検索パソコンということになるんですか。
- 事業管理課 はい。そうです。
- 委員 もう一つは、バイタルデータのアップロードというのは、どの矢印がアップロードに相当するのですか。
- 事業管理課 バイタルデータは、事業所で計測して、事業所から上げる形になりますので、その表現が抜けています。
- 委員 矢印が抜けているような状態。
- 事業管理課 失礼しました。修正させていただきます。
- 委員 それでは、今の流れ図の修正も含めまして、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。環境局ごみ収集車両運行管理システムの導入についてですが、点呼時における職員の体温、血圧等のバイタルデータの分析、評価による疲労状況の事前把握を行うこと、及び、ごみ収集車両の運行中にドライブレコーダーより収集したデータに基づいて、速度超過等危険運転時に警告音を発報し、注意を促すことは、運転者に対する指導を強化し、交通事故を防止することに寄与し、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④慢性疾患重症化予防事業オンラインナーシングに係る個人情報の収集について

公立大学法人神戸市看護大学から、慢性疾患重症化予防事業オンラインナーシングに係る個人情報の収集について、条例第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

- 委員 アプリを活用し、とお書きになっていらっしゃるんですけど、患者側からもアプリをダウンロードすることになると思うのですが、どのようなアプリをお考えなのでしょうか。それと、システムの疑問になるのが、診療所だとか病院だとか、あと、訪問看護ステーションと患者さんとの結びつきができてから繋がっていると思うんですけど、そこに看護大学のこういうシステムが、それも心電図とかそういうのでもなく、血圧とか心不全の方をチェックすると最初おっしゃったので、看護大学が入ってこられるアプリが、どのように結びつくのか。現実的には、かかりつけ医や担当医と、それから介護保険の中で訪問看護ステーションについている患者さんという意味なのか、全然、不特定多数のそれに掛かってらっしゃらない患者さんを見るというのか、分からなかったのでお聞きします。
- 看護大学 一つ目のご質問は、アプリに関することだったかと思うんですけど、既にオンライン診療システムを持っておられる会社が、オンラインの疾患管理アプリというのを開発しておられまして、そちらで患者さんが測られた血圧とか脈拍とか体重のデータが、自動送信もしくは事務的にアクションをして飛んでくるような形になっています。そちらをご自身の端末にダウンロードしていただいて、そのときに、認証して、ID、パスワードをもって入っていただくという形になっております。二つ目のご質問なんですけど、ご指摘のとおり、通院の医療機関の看護師ではないんですけど、心不全の方の兆候を掴むには、体重が一つの大きな指標となります。また、血圧の経過とか、そういったものから、患者さんの兆候が掴めるので、このデータを使用して、毎朝確認して、異常時に患者さんの方に電話して、異常があれば医療機関の方に連絡して、ドクターとこちらで連携を取って、関わるというようにしています。これが新しい形態ですので、今ある病院や診療所の看護師が新たに業務に加えてすぐにできるかといえばそうではないので、新しい取り組みとして、将来的には活用していくために、モデル事業として展開するために、我々がこういった中で入っていくということです。
- 委員 他、いかがでしょうか。
- 委員 ID 番号と氏名、2 ページの 1 番の ID 番号、たぶん ID 番号ですべてを管理されていると思うんですけど、この ID と 3 番の情報、3 番が個人情報ですよ、それとはどこでリンクさせるのかなと、この図の中で。
- 看護大学 システム上では、オンライン診療システムでは氏名などが入ることになっているんですけど、今回そういった情報は漏洩防止のために載せないで、ID で管理して紐づけをして、例えば、A さんが 1 番とか、紙面上では紐づけをしているんですけども、オンラインのデータとしては、番号として管理しています。

- 委員 なるほど、その ID と名前とをマッチングさせてるのが紙。
- 看護大学 そうですね。
- 委員 それは、先生とか看護大学とかがお持ちになられる、その情報管理については。でもこれ電子計算機でしたか、いらぬんですかね。
- 看護大学 紙面上の紙については、鍵のかかるところに。
- 委員 はい。分かりました。
- 委員 これはやはり、スマホを上手く使える人でないと、なかなか操作できないんですかね。
- 看護大学 実は、看護大で物忘れのオンラインセミナーなどもしております、Zoom で研修したりするんですけれども、一度使用方法をお伝えして、一緒にログインしたりすると、皆さん大変喜ばれます。アメリカでもコロナ禍で、ナースプラクティショナーが診察前後もオンラインに切り替えて、高齢者、最初は大変だったけれども、サポートすることで、できるようになって、全てオンライン診療にしていますということだったので、将来に向けて、今の高齢世代には難しいにしろ、先のことを見据えますと、できる世代も増えてきますので、今から準備して、できる高齢世代の方もサポートしていきたいと思っております。
- 委員 他に、ご質問はございませんでしょうか。
- 委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。慢性疾患重症化予防事業オンラインナーシングに係る個人情報の収集についてですが、在宅療養中の慢性疾患患者を対象に、オンライン疾病管理アプリを活用して、患者が自宅で計測した血圧、脈拍、体重、血糖値などの健康情報を、定期的にオンラインで看護師や医師等が確認し、異常値が認められる場合にオンライン通話等による患者の状態確認や必要に応じた早期受診勧奨や日常生活上の指導等を行うことは、慢性疾患患者の重症化予防に寄与し、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤「神戸市成人お祝いの会」にかかる補助金交付申請における電子申請システムの導入について

こども家庭局こども青少年課から、「神戸市成人お祝いの会」にかかる補助金交付申請に

おける電子申請システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 給付対象がキャンセル料で、ヘアメイクとレンタル料で、たぶん相手方に特に制限がないとすると、領収証を作成しての不正受給が十分にあり得るかなと思う訳なんですけど、そのあたりは何か対策はされているのですか。
- こども青少年課 事業者の方の領収証をいただくことになっていまして、事業者の方に全部書いていただいて、キャンセル料がいくらですということを証明で印鑑を押していただくことになっております。それを添付いただいて、それに基づいて給付させていただきます。
- 委員 それが、一般的な業者さんではない場合、調査されたりということはあるんですかね。その、事業者と称する方の領収証が出てくるかもしれないと思うんですけど。
- こども青少年課 怪しいものであれば、こちらから問い合わせを、誓約書の中に事業者の方に問い合わせをすることを了承しますということで、ご本人にも了承いただくようになっていますので、怪しいと思うようなものについては、事業者に問い合わせをしたり、本当にある会社なのかどうかというのは確認をしたいと思います。
- 委員 分かりました。お気をつけください。
- 委員 これ、決まりなんですかね。画像データでないといけないというのが。添付ファイルのところで、申請者本人の画像データと新成人の画像データ、これって結構センシティブな話、最近ジェンダーの話とかあるから、センシティブな気がするんですけど、これは集めないといけないんですかね。
- こども青少年課 新成人のためにご両親が申請されているかということの確認のため、申請者と新成人のご本人の証明書として、それを身分証明書として添付いただくということにはなっています。
- 委員 身分証明書だったら分かるんですけど、身分証明書というのは、みんな画像が付いているんですかね。最近よく行政に書類出すときに、なんで画像データが必要なんだろうって思うんですけど、これもなんでいるんですかね。保険証じゃだめなんですかね。新成人の人に写真付きのって言ったら、マイナ

ンバーカードを送ってきちゃったりとかしたらどうするんでしょう。免許証は持ってない、パスポートは持ってない、マイナンバーカードは持っているって言ったら、マイナンバーカードを送っちゃいますよね。

- こども青少年課 マイナンバーがわかる面は、一応不要という形では、書かせていただいています。
- 委 員 免許証を持ってない、パスポートを持ってない人はどうするんでしょうか。
- こども青少年課 健康保険証でも、一応 OK という形にしております。
- 委 員 画像というのは、データとして画像を送るっていうことであって、顔画像を要求しているわけでは。
- こども青少年課 ではないです。
- 委 員 分かりました。とある市で顔画像要求されたことがあって、なんでと思ったので。もう一点なんですけど、神戸市はあり得ないと思うんですけど、私の住んでいる市は、そういうデータを送るときに、この情報を他には使いませんの一言もなかったんですけども、それは書くんですよね。Web 上に提出してもらうときに。要は、他のことでは使用しませんということは、書かれるんですよね。
- デジタル戦略部 お知らせするという意味では、利用規約の方に書いておりまして、使っていただく際には、こちらをお読みいただいて、こちらが誓約するという形を取りますので、他には使いません。
- 委 員 安心しました。私が住んでいるところは、それも全くなかったもので、関係ないことをお聞きした次第で。それから、下のところは関係ないからいいのかもしれないのですが、財務会計システムというのは、データセンターの中とはまた別になるんですかね。
- こども青少年課 別です。
- 委 員 そこへのデータフローは無くてもいいんでしょうか。
- こども青少年課 データは持っていかずに、紙で、一覧表、必要な事項だけを打ち出したものを会計室に持って行くことになっております。
- 委 員 申請者のリストを紙で渡してということですか。

- こども青少年課 そうです。
- 委 員 細かい点の確認なんですけれど、システム系の話で、データセンターというのは、全然外部ですかね。
- デジタル戦略部 外部です。事業者が保有している、日本国内のデータセンターになります。
- 委 員 ということは、例えば、システム上の保護という最後の方に書かれている④サーバーはデータセンターに設置するっていうのは、データセンターに設置されたサーバーを利用するってことですかね。
- デジタル戦略部 おっしゃる通りです。
- 委 員 何かちょっと誤解を招きそうなんです。次もそうですよね。すなわち、データセンターは、この3相当の施設であるってだけで、次の「確保する」っていうのは、神戸市が保証できませんよね。安全性の。要するに、そういうちゃんとしたところを利用するよと、後は向こうの責任よと、そういうスタンスですよね。
- デジタル戦略部 はい。
- 委 員 それの方がいいんじゃないかなと思いました。ちょっと初めてみた文言なんです。
- 委 員 文言の修正お願いしますね。
- デジタル戦略部 承知しました。
- 委 員 ちなみに、新成人ですかね。何件というか何人くらい想定されているんですか。
- こども青少年課 今のところ、12月12日に延期で中止じゃないので、30件の予定になっております。
- 委 員 30。
- こども青少年課 はい、12月12日に延期をしますので、完全に中止って訳ではないので。おそらく、みなさんそのまま着られる方が多い、その場合はキャンセル料がかからない所が多いということは聞いていますので、今のところは、現時点で30件ほどを想定しております。

○委員 　この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。「神戸市成人お祝いの会」にかかる補助金交付申請における電子申請システムの導入についてですが、令和3年「神戸市成人お祝いの会」が延期になったことに伴い、新成人が予約していた衣装レンタル等のキャンセル料の一部を市が補助するにあたり、電子申請システムを導入して、申請手続きをオンラインで実施可能とすることは、申請者の負担軽減に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑥本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの追加について

企画調整局情報化戦略部から、本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの追加について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 　ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 　市民側に示すこの情報は他では使いませんか、なんとかかんとか、それは、文言が決まっていて、必ずこのシステムの中に入っているという理解でよろしかったでしょうか。

○デジタル戦略部 　市民の方が、このシステムを使おうとすると、最初にご自身で、メールアドレスの登録とかをしていただくんですけど、その画面を開いたときに、利用規約が出てきまして、それに目を通していただいたうえで、使っていただくという形になりますので。

○委員 　なるほど。分かりました。

○委員 　5ページの図にさっきもあつたんで、そこで言うべきだったのかもしれないですけど、この中のデータセンターのDB、真ん中にDBありますよね。その、両方向に、青の矢印がたぶん接続的なものを表していると思うんですけど、ここにファイアウォールが載っているんですか、灰色の矢印の上にファイアウォールが載っているんですか。青の上。

○デジタル戦略部 　灰色とおっしゃってますのは。

○委員 　点々というのは、青の上をデータが流れるようなイメージですよ、おそらく。

- デジタル戦略部 はい。
- 委員 ですから、ハード的につて言ったらおかしいですけど、システム的には青線の上にファイアウォールが載っている。
- デジタル戦略部 はい。おっしゃるとおりです。
- 委員 となったときに、この左側の申請フォーム作成っていうのだけは外に出ているということなんですよ。要するにユーザーが使うんですかね。ユーザーというか、事業所側が。敢えて外してあるんですかね。
- デジタル戦略部 申し訳ございません。これは書き漏れです。
- 委員 一応、そこを入れておいてください。
- デジタル戦略部 はい。
- 委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの追加についてですが、既に答申を得て運用している類型 11 の本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築について、対象となるソリューションパッケージとして新たに「行政手続きスマート化 (TKC スマート申請システム)」を追加し、今後は当審議会への諮問は不要とすることにいたしたいと思います。
- 委員 本日審議いたしました、12 件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。
- 委員 (異議なし)
- 委員 それでは、そのように処理させていただきます。それでは、次に報告事項に移ります。

(2) その他

①新たに個人情報電子計算機処理することについて(報告)

事務局から、神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号に基づき新たに個人情報を電子計算機処理することについて、報告がなされた。

- 委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委 員 (質問等なし)

②処理システムへの情報項目の追加について (報告)

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、個人情報保護条例第 11 条第 1 項関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型に基づき、報告がなされた。

○委 員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委 員 (質問等なし)

○委 員 それでは、これをもちまして、第 107 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。